

認可外施設等を
ご利用の横須賀市在住の保護者の皆様

該当する方は申請してください

10月1日から保育料の無償化が始まっていますが、認可外保育施設の利用についても、施設が市に届出済みであり、条件に該当する方が認定を受け利用した場合は、無償化の対象となります。以下を確認いただき該当する方は、申請してください。

○認可外保育施設の無償化の条件

以下の①②両方に該当し、かつ③④のいずれか一方に該当する方は裏面をご覧ください。

①保護者(父母とも)が以下のいずれかの条件に該当する

保育の必要性の事由	(参考)必要な添付書類
就労(雇用されている方)	雇用(就労)証明書 ※月64時間以上の就労
就労(自営業・個人事業主)	就労申告書 ※月64時間以上の就労 自営を証明できるもの(開業届や確定申告書の写)
妊娠・出産 (産前産後各8週間の期間にある)	母子健康手帳の写し
疾病・障がい	保護者自身の診断書等または障害者手帳の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書 ※月64時間以上の介護・看護 介護保険被保険者証・障害者手帳の写など
求職活動 (起業準備を含む)	【求職活動の実績がある場合】ハローワークの登録カードの写しなど 【起業準備の場合】事業計画書など
就学(職業訓練を含む)	学生証の写しおよび時間割など
育児休業 (当該育児休業に係る子どもの兄弟が育児休業取得前より認可外保育施設等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められる場合に限る)	雇用(就労)証明書 ※育児休業期間の記載があるもの

②認可保育園やこども園(保育利用)に現在通園していない。

※幼稚園、こども園(教育利用)と認可外施設を併用している場合は、認可外施設利用料が一部無償化の対象となることがあります。詳しくは、通っている幼稚園か市にお問い合わせください。

③利用児童が利用開始年度4月1日時点で3歳以上～小学校就学前である。

④利用児童が利用開始年度4月1日時点で2歳以下の場合、父母合算の市民税所得割額が115,000円未満(※)である。

※世帯年収ベースでは、約500万円未満相当です。

※ひとり親世帯、障害者手帳等所持世帯、生活保護世帯では、市民税所得割額135,600円未満となります。

所得要件のみ該当しない場合、3歳児クラスになると所得要件の制限はなくなるため、4月1日から無償化対象となります。その際は、3月中に申請してください。

○認可外保育施設等無償化のための認定について

「認定申請書」と「保育の必要性を証明する書類」の提出が必要です。

(「横須賀市外在住の方は、在住の自治体の様式でその自治体に申請してください。ただし、自治体ごとに該当条件や必要な証明書類は異なります。)

利用している認可外保育施設等から申請書等一式を受け取り、申請書を記入の上、必要添付書類を添えて、横須賀市役所こども育成部保育課(はぐくみかん5階③番窓口)へご提出ください(郵送可)。

原則、認定日は遡れませんので、利用開始前までに申請して下さい。

○保育利用料の無償化対象額

月額37,000円が上限額となります。

(利用開始年度4月1日現在で2歳以下の子どもは、3歳到達後の最初の3月31日までは、月額42,000円が上限)

上限を超える額は保護者負担となります。また、それ以外の実費(おやつ代等)は無償化の対象外です。

○保育利用料の支給方法について

施設が発行する保育利用料の領収書等を添付して、保護者様から給付申請書を市へ提出していただき、審査後、保護者様の指定する口座へ支給します。

※詳しくは、認定通知時の同封資料をご覧ください。



(問合せ先)

横須賀市 こども育成部 保育課

TEL:046-822-9728